

## リスク対応掛金、リスク分担型企業年金等に係る政省令・告示の公布および通知の発出について

対象	DB	厚年基金	DC	退職金	その他
	内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準

### ポイント

➤ 今般、政省令・告示の公布※1および通知※2の発出がなされましたのでご案内いたします。

➤ 施行日：平成29年1月1日

平成29年1月1日以降の掛金の変更日から、新しい財政運営ルールを適用

(経過措置)

リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金制度においては、平成29年12月31日までを計算基準日として行う財政計算については、従前の財政運営ルールを適用可

※1

[「確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令（三七五）」](#)

[「確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一七五）」](#)

[「確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（厚生労働四一二）」](#)

※2

[「確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令」（平成28年政令第375号）等の施行に伴う確定給付企業年金関係通知の一部改正について](#)

[「確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令」（平成28年政令第375号）等の施行に伴う「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について](#)

以上

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。また、当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。